

八代尚宏著「新自由主義の復権」中公新書 中央公論新社 2011年8月25日刊を読む

#### 四大思想家を読み直す「ジョン・ロールズ」

1. 二十世紀米国を代表する道徳哲学者といわれるジョン・ロールズ(1921～2002)が、1971年に著した『正義論』(A Theory of Justice)は、現代社会における「正義」の根拠を示すひとつの基準とされている。
2. このロールズの代表作では、「機会均等の公正さ」と「格差原理」が、ふたつの大きな柱となっている。前者は、個人の「基本的自由」が平等に行使されることが正義であるとする。すなわち、他人の自由を侵害しない限り、個人の自由は、その資質や能力など個別的な条件に応じて最大限に保障される必要がある。これは経済学の「パレート最適」と共通した考え方である。
3. 後藤玲子<sup>ごとうれいこ</sup>『正義の経済哲学』(東洋経済新報社、2002年)によれば、これは決して「結果の平等」を保障するものではなく、むしろ個々人の資質を最大限に発揮することや、生涯を通じた運・不運によって、当初の不平等がより拡大する可能性もある。言い換えれば、日本の多くの有識者とは異なり、「市場競争を通じて格差が拡大する」ことを、ロールズは否定していないのである。
4. 他方、後者の「格差原理」では、社会のなかの「最も不遇な人々」の所得を引き上げ、その状態が改善されることが正義であるとしている。これは、社会のなかで個人は、どのような家庭に生まれるか、どのような災難に巡り会うか不明という「無知のヴェール」のかけられた原初状態にあるためである。したがって、最も不遇な立場の人々を救う仕組みは、決して個人にとっての慈善のためではない。それは、生活上のリスク分散のために、政府によって強制的に加入させられる、広義の保険としての機能である。
5. ここで、ロールズの思想を理解するうえで重要なことは、日本で常識のように唱えられている「正義」とのギャップである。
6. 第一に、日本の「貧しきを憂えず、等しからざるを憂う」という伝統的な考え方とは異なり、単なる「格差の是正」は、ロールズの「正義の理論」には含まれていない。政府が金持ちを無理やり貧乏にするような政策は、肝心の貧しい人々の生活水準の向上には結びつかず、結果的に平等性も実現できない場合が多い。たとえば、リーマン・ショックのような金融危機では、金融資産の価値が暴落し、多くの資産を持つ人ほど大きな損失を被った。そして、それにとまなう深刻な不況で失業者が増え、低所得層もいっそう貧しくなったといえる。縦軸を所得とした状況が正義とはいえないであろう。
7. 第二に、景気回復期には株価が上昇し、株式保有者がキャピタルゲインを得る可能性が大きい。他方、生産活動が回復すれば、雇用や賃金が増えることで、低所得層の生活も改善する。こうした

所得格差の拡大をともなって平均的な所得も向上する状況に対して、日本では否定的な認識が大きいようだが、これは、最も貧しい人々の生活水準の向上が正義というロールズの「格差原理」と整合的な状況といえる。

8. 第三に、低所得層の生活水準が高まる一方で、高所得層の所得水準が緩やかに上昇、ないし横ばいとなる状況であれば、誰も文句はない。しかし、そのような組み合わせは稀有といえる。「大企業や金持ちに重税を課し、低所得層に手厚い福祉を」というアピールは、企業や金持ちが逃げ出せない鎖国状態を前提とした議論である。経済活動の国際化が進み、企業や個人が国を自由に選べる今日では、日本以外の国々では、所得を生み出す源泉としての企業を誘致するため、法人税の引き下げ競争が活発となっている。

9. 社会の富を生み出す企業や個人の自由を最大限に認めるとともに、その成果を活用して、「最も不遇な人々」の状況を改善する。ロールズのいう「正義論」が、日本でも当然のこととして受け入れられる時代は、いつになれば来るのだろうか。

P32 ~ 35

[コメント]

八代先生によるロールズ著「正義論」の御紹介は極めてわかりやすく有益だ。私の尊敬してやまない八代先生の理論の根拠にロールズ先生の正義論があることがよくわかり、喜ばしい限りだ。

— 2015年5月17日 林 明夫記 —